

死亡保険金と相続

原則受取人の固有財産

被相続人を被保険者とする生命保険について、配偶者や子といった法定相続人を保険金受取人として指定した場合、保険金受取人に指定された者は、保険金請求権を保険契約者または被保険者から承継的に取得するのではなく、自己固有の権利として原始的に取得するものと解されています。

したがって、死亡保険金は性質上保険金受取人の固有財産であり、被相続人の相続財産には含まれないこととなりますが、他の相続人との公平の見地から特別受益や遺留分減殺の対象とならないかが問題として残ります。

死亡保険金が民法 903 条に規定する特別受益として持戻しの対象となるかの点について、最高裁は、受取人とされた相続人が取得する死亡保険金は、同 903 条 1 項に規定する遺贈又は贈与に係る財産には当たらないとしたうえで、受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が同 903 条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合には、同条の類推適用により、当該死亡保険金は特別受益に準じて持戻しの対象となるとの判断を示しました。特段の事情の有無については、保険金の額、この額の遺産の総額に対する比率のほか、同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなどの保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係、各相続人の生活実態等の諸般の事情を総合考慮して判断すべきであるとし、この事案では遺産総額約 6000 万円に対し死亡保険金は 570 万円程度であったこと、受取人に指定された相続人は父母のために自宅を増築して父母が亡くなるまでそこに住ませ、母が父の介護を行うのを手伝っていたことなどから著しい不公平と評価すべき特段の事情があるとは認めませんでした（最高裁平成 16・10・29）。

死亡保険金が遺留分減殺の対象となるかの点について、共同相続人らが相続人ではない死亡保険金受取人に対し遺留分減殺請求した事案において、自己を被保険者とする生命保険契約の契約者が死亡保険金の受取人を変更する行為は、民法 1031 条に規定する遺贈又は贈与に当たらず、これに準ずるということもできないから、遺留分減殺請求の対象とはならないとした裁判例があります（最高裁平成 14・11・5）。

